平成２１年（フ）第１３８８号
北九州市戸畑区南鳥旗町５番24号
債務者　小中　菊子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿屋市新生町17番20号
債務者　原田マサ子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
奈良県桜井市朝倉台東７丁目596番地の11
債務者　田中　洗子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７４３号
奈良市中山町西４丁目535番地　みるく学園前201号、住民票上の住所奈良市鳥見町４丁目１番地の２　富雄団地６―502号
債務者　砂田　広文
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７８８号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地12―104号
債務者　阿野　里子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９０号
奈良県天理市東井戸堂町441番地
債務者　猪野千香子（旧姓瀧本）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県豊前市大字八屋968番地　上町団地171号
債務者　梶屋　　彰
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
福岡県豊前市大字八屋968番地　上町団地171号
債務者　梶屋　初美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
長崎県平戸市木引田町452番地１、従前の住所長崎県平戸市岩の上町695番地５
債務者　吉本　正弘
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
長崎県平戸市迎紐差町274番地67
債務者　加藤ヒデ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
新潟県加茂市高須町２丁目５番18号
債務者　辻　裕美津
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１０４号
新潟県加茂市高須町２丁目５番18号
債務者　辻　久美子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１０９号
新潟県燕市杣木1345番地
債務者　稲田　清一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第２２号
熊本県合志市御代志1616番地９
債務者　宮本　一男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８７０号
熊本市九品寺５丁目13番15号
債務者　宮本　節子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９０３号
熊本市河内町船津3193番地
債務者　竹下　光代
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９４７号
熊本県下益城郡城南町大字隈庄982番地13
佐藤けい子方
債務者　東家　正治
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部